

# 情報公開制度

行政情報公開制度および個人情報保護制度の利用状況をお知らせします。

## ◎行政情報公開制度

平成29年度の利用状況は条例に基づく公開請求117件で、その内訳は右表のとおりです。

「南国市大字一覧表」など53件の文書は、その全部を公開しました。

「中小企業振興事業費補助金に関する書類」など37件の文書は、個人に関する箇所、公開することにより法人の正当な利益を害すると認められる箇所等を除いたものを公開しました。

非公開は27件あり、該当文書が存在しない等の理由で非公開となりました。

南国市行政情報公開条例で規定する不服申立ては1件ありました。

## ◎個人情報保護制度

平成29年度の利用状況は、条例に基づく開示請求が9件ありました。訂正請求、利用停止請求はありませんでしたが、苦情・相談が1件ありました。

## ●平成29年度行政情報公開条例の公開請求と処理状況

| 公開請求件数                               | 処理状況      | 不服申立件数 | 不服申立に対する処理状況 |
|--------------------------------------|-----------|--------|--------------|
| 117件<br>内 訳<br>市長部局 107件<br>市長部局外10件 | 公 開 53件   | —      | —            |
|                                      | 一部公開 37件  | 1 件    | 却下           |
|                                      | 非 公 開 27件 | —      | —            |
|                                      | 却 下 0 件   | —      | —            |
|                                      | 取 下 げ 1 件 | —      | —            |

※なお、処理状況の件数は、処理変更による重複分が含まれています。

## ●平成29年度個人情報保護条例の開示請求とその内容

| 開示請求などの件数                         | 内容別件数       | 処理状況      | 不服申立件数 |
|-----------------------------------|-------------|-----------|--------|
| 10 件<br>内 訳<br>市長部局10件<br>市長部局外0件 | 開 示 請 求 9 件 | 開 示 6 件   | 0 件    |
|                                   |             | 一部開示 2 件  |        |
|                                   |             | 不 開 示 1 件 |        |
|                                   |             | 却 下 0 件   |        |
|                                   |             | 取 下 げ 0 件 |        |
|                                   | 訂 正 請 求 0 件 | —         | —      |
|                                   | 利用停止請求 0 件  | —         |        |
|                                   | 苦情・相談 1 件   | —         |        |

■問い合わせ／総務課総務係 ☎880-6551

市民からのお便り

（親子クイズ）カンガルーがワラビーで迷いました。

## 親子クイズ 553

Q 下に図のような8本の棒があります。⑤～⑧の4本の棒は、①～④の棒の半分の長さです。この棒を全部使って、同じ大きさの正方形を3つ作って下さい。

※正方形を構成する部分以外に棒がはみ出さないようにしてください。



## 【第552回解答】

- ①テナガザル（シロテナガザル）
- ②マンドリル ③ミーアキャット
- ④ウンピョウ
- ⑤ワラビー（ベネットアカクビワラビー）
- ⑥コアリクイ（ミナミコアリクイ）

## 【第552回当選者】

若藤 好恵（大 埴）  
山本 美智代（十 市）  
長崎 和香（緑ヶ丘）  
高島 光生（田 村）  
上地 育美（本山町）

■応募締切／6月11日(月)必着  
■あ て 先／〒783-8501  
南国市大埴甲2301  
南国市企画課「親子クイズ係」  
※はがきで応募  
■賞 品／正解者の中から抽選で、5名に  
図書カード（1,000円）を贈呈

★応募総数／27通 ★正 解 率／56%

親子クイズは、広報委員が毎月順番に考えています。

寛延元（1748）年、入交太三右衛門は香美郡田村の郷士の家に生まれました。しかし、太三右衛門は武士の身分を捨てて裸一貫で高知城下に出て、商人として身を立ようとして決意します。新市町で綿打ちや米の搗き売りなど昼夜を問わず働き続け、後の豪商「櫻屋」の基を築き上げました。

そして、太三右衛門が創った「櫻屋」は、萬屋助八と柳屋金十郎に出資します。彼らはそれを元手に組合を作って、良質な石灰石が豊富にある下田村（稲生）で石灰の製造を始めました。

やがて、石灰製造の座株を譲り受けた櫻屋は、下田村の石灰山を買い、阿波の徳右衛門によって伝えられた秘法の石灰製造かまどを備えた工場を造り、良質の石灰を大量に作ることに成功しました。この石灰を稲作の肥料に使うとたいへんよいと稲生地区の農家に勧めましたが、誰一人として使う者はいませんでした。そこで、農家に「石灰を稲作の肥料として使い、万米ができなかった時には、その田の豊作の時の米の量を弁償する。また、石灰を使用したことによって田地が損傷することがあったら別に代わりの

## 入交太三右衛門

田地を渡す。」と約束し、介良・大津・改田（三和）の三カ村の農家に無料で配布し、試してもらったところ、結果は上々でした。翌年には、介良から片山にかけての八カ村の農家へ二万俵を販売し、肥料用石灰の新しい道が開けていったのです。文政3（1820）年には、安芸、香美、長岡、土佐、吾川などに広まり、石灰7万1496俵を販売した記録が残っています。

一方、上方の市場では、美濃・近江・阿波・豊後・伊予・土佐の6カ国が競い合っていました。上方からの土佐石灰の注文は、はじめは2万俵程度でしたが、土佐石灰の質が良いことからだんだんと多くなりました。そして市場を独占するようになっていき、毎年、14万俵もの注文が殺到しました。

下田川の船輸送をうまく利用して販路を急激に拡大していきます。稲生石灰の名を高めるとともに、上納金で藩の財政にも貢献し、櫻屋の土台は不動のものとなりました。このように、太三右衛門が創った櫻屋は、石灰産業を中心として発展して富を蓄え、後の入交産業に成長していったのです。

■問い合わせ  
生涯学習課文化財係  
☎802・6062

## なんこく歴史散歩 第65回

大相撲では、土俵は、女性が上がってはいけませんとされてきた。実際、太田房江元大阪府知事や森山真弓元官房長官が土俵で表彰杯を授与したいと申し出たが、いずれも拒否されている。

4月4日に、世間を騒がせる事件が起きた。舞鶴市の大相撲巡業で挨拶をしていた市長が倒れ、複数の女性が、倒れた市長を助けようと土俵に上がった。すると、「女性の方は土俵から降りてください」との場内放送が流れた。土俵に上がった女性は、一旦は降りようかと躊躇したが、見捨てられないと思ったのだろう、再び、市長の救助に向かった。心臓マッサージ等、迅速な応急処置が施され、市長は一命を取りとめた。

問題はそれだけでなく、女性が土俵から降りた後、土俵に大量の塩がまかれた。それについて日本相撲協会からは、「女性が土俵に上がったからまたわけではない」との回答があったが、真意はわかっていない。その後の巡業先である兵庫県宝塚市でも、中川智子市長が、土俵上でのあいさつを断られている。

なぜ女性が土俵に上がれないかを調べてみると、土俵は男が命懸けで戦う神聖な場であり、神事と密接な関わりがあるとされ、女性を土俵に上げないことが伝統とされている。

## 伝統といのち

ようだ。信仰や伝統を理由に、土俵の女人禁制を肯定する声がある一方で、性差別的観点から女人禁制への批判もある。このような賛否両論の意見がある中で、信仰や伝統を変えることは、大変なエネルギーが必要だろう。ただ、古くは以上以上に、人命を守る事が重要である。看護師や医師など、救命の知識や技術を有する人であれば、人命を守る使命感から、自ずと助けに向かう。人がどんな場所でも倒れていても、助けが必要な人を救うことが大切である。

男女平等の世の中で、性別によりやっつけあいとしないことがあるのは、時代にそぐわなくなっている。今回の事件を受けて、信仰や伝統も大切にしなければならぬが、人が生きていくには何が大切かを考え、柔軟な対応ができるよう変わっていくべきだと思う。

\*このシリーズはあなたとあなたの周りにいる人の間に温かなつながりが生まれることを願い、人権について考えるきっかけになることを目的としています。

■問い合わせ  
人権啓発広報委員会  
☎880・6569

## なんこくふれあいしながこて 86 人権学習シリーズ

市民からのお便り

（親子クイズ）クイズの動物たちを見ていたら会いたくなったので行ってきました!!